公益社団法人長野県社会福祉士会 自主活動支援対象グループ申請等に関する実施要領

(目的)

1 この要領は、公益社団法人長野県社会福祉士会会員の自主活動支援規程第4条第1 号及び第5条第1号から第3号までの規定に基づき、自主活動支援対象グループ(以下「支援対象者」という。)の申請書、活動計画書及び活動報告書等の提出を適正に 行うことを目的とする。

(申請書)

2 公益社団法人長野県社会福祉士会(以下「本会」という。)に支援を求める自主活動グループは、様式1により自主活動支援対象グループ申請書を提出するものとする。

(事業計画書)

3 支援対象者は、3月末日までに様式2により、翌年度の事業計画書を事務局へ提出 しなければならない。但し、本会が活動費を支出する場合は、対象事業の開始30日 前までに事業計画書及び様式3により、収支予算書を追加して提出しなければならな い。

(事業報告書)

4 支援対象者は、4月10日までに様式4により、前年度の事業報告書を事務局へ提出しなければならない。但し、本会が活動費を支出した場合は、対象事業の終了後の4月5日又は30日以内のいずれか早い日までに様式5により事業報告書及び収支決算書を提出しなければならない。

(共催事業の事業計画書・事業報告書)

5 支援対象者が本会委員会等と共催により事業を行う場合は、事業開始の30日前までに様式6により事業申請・計画書を提出し、対象事業の終了後の4月10日又は30日以内のいずれか早い日までに様式7により事業報告書を提出しなければならない。

(その他の書類等)

6 支援対象者は、支援の適格な実施のために本会が必要と認める書類等を、本会の指示に従い提出するものとする。

附則 この要領は、令和5年4年1日から施行する。